

糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例施行規則

平成30年3月30日

規則第7号

糸島市類似モーテル建築の規制に関する条例施行規則(平成22年糸島市規則第163号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例(平成30年糸島市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める構造等は、次の各号(収容人員が10人未満の簡易宿所営業の用に供する施設にあっては、第6号から第9号までを除く。)に掲げるものとする。

- (1) 玄関は、全ての客が必ず通過し、営業時間中、自由に出入りすることができる構造
- (2) 駐車場を有する場合には、当該駐車場を利用する客と客が対面できる開放された構造
- (3) 道路から玄関及び駐車場の見通しを妨げる工作物等がない構造
- (4) フロント、玄関帳場その他これらに類する設備(以下「フロント等」という。)は、客と従業員が開放的に面接して受付を行うことができる構造
- (5) 廊下、階段、昇降機等は、フロント等から各客室に通じる共用のもので、客室を利用する者が通常使用する構造
- (6) 営業時間中、自由に利用することができるロビーを有し、かつ、当該ロビーの床面積が次の表の左欄に掲げる収容人員の区分に応じ、同表の右欄に定める数値以上である構造

収容人員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

- (7) 営業時間中、自由に利用することができる食堂、レストラン又は喫茶室(これらに付随する厨房、配膳室等の施設を含む。以下「食堂等」という。)を有し、かつ、当該食堂等の床面積が次の表の左欄に掲げる収容人員の区分に応じ、同表の右欄に定める数値以上である構造

収容人員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル

51人以上	50平方メートル
-------	----------

- (8) ロビー、食堂等その他の共用の施設の付近に男女別の便所及び洗面所を有する構造
- (9) 会議、宴会、催物等に使用することができる会議室、宴会場、催場等を有する構造
- (10) ダブルベッド（幅が1.4メートル以上のものをいう。）を備える客室の数が全客室数の2分の1以下である構造
- (11) 客室の出入口は、フロント等に通じる廊下に直接面した構造
- (12) 客が従業員と面接しないで宿泊又は休憩の料金の受払いができる設備がない客室
- (13) 客の性的感情を刺激しない清そな内装、照明、装飾品等の内部設備
- (14) 付近の教育環境その他の生活環境を損なわない素朴な形態、意匠、色彩その他の外観

2 前項の規定にかかわらず、市長が、他の構造等によりラブホテル類似施設に該当しないと判定でき、かつ、やむを得ないと認める場合は、市長が認める範囲内において同項第6号又は第7号に掲げる構造を緩和し、及び同項第9号に掲げる構造を除くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、収容人員が10人未満の簡易宿所営業の用に供する施設の建築等で、市長が、他の構造等によりラブホテル類似施設に該当しないと判定でき、かつ、やむを得ないと認める場合は、市長が認める範囲内において同項第4号、第5号又は第11号に掲げる構造を除くことができる。

4 前項において第1項第4号に掲げる構造を除いた場合（同項第5号又は第11号に掲げる構造を除いていない場合に限る。）には、同項第5号及び第11号中「フロント等」とあるのは、「玄関」と読み替えるものとする。

（事前届出）

第3条 条例第4条第1項の規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第42条第1項ただし書、第43条第1項、第53条第1項又は第65条第1項の規定による許可の申請
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認の申請

2 条例第4条第1項の規定による届出をしようとする者は、旅館等建築計画（変更）届出書（様式第1号）に、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	縮尺（2,500分の1以上）、方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺（200分の1以上）、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、屋外広告物、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽及び外構（駐車場を含む。）

各階平面図	縮尺（200分の1以上）、方位、間取り、各室の用途及び有効面積、客室の浴槽及び寝具類の寸法及び位置、壁の材質、開口部、屋内階段、屋外階段、玄関、フロント等、ロビー、廊下、各室の出入口及び車庫等
室内展開図	縮尺（100分の1以上）、フロント等及び客室の材質、色彩、形状、設備及び寸法
立面図（4面）	縮尺（200分の1以上）、高さ、開口部の位置及び色彩
完成予想図	建築物、広告物及び屋外照明設備を彩色したもの
営業方針説明書	届出に係る旅館等の営業方針
その他	市長が必要と認める図面等

- 3 条例第4条第2項の規定による届出をしようとする者は、旅館等建築計画（変更）届出書に、前項の表に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付しなければならない。

（判定結果の通知）

- 第4条 条例第5条第1項の規定による判定結果の通知は、当該旅館等がラブホテル類似施設に該当する場合はラブホテル類似施設該当通知書（様式第2号）により行うものとし、該当しない場合はラブホテル類似施設非該当通知書（様式第3号）により行うものとする。

（指導）

- 第5条 条例第6条第1項の規定による指導は、指導書（様式第4号）により行うものとする。

（勧告）

- 第6条 条例第6条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（命令）

- 第7条 条例第7条第1項の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

（公表）

- 第8条 条例第7条第2項の規定による公表は、糸島市公告式規則（平成22年糸島市規則第2号）の例により行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、市の広報紙への掲載その他の方法により公表することができる。

- 3 公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 建築主の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 建築等の予定場所

(3) 命令の内容及び理由

(4) その他市長が必要と認めた事項

4 条例第7条第3項の規定による通知は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第8号)とする。

(審議会)

第10条 条例第9条に規定する審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第11条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、建設都市部都市計画課において処理する。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、旅館等の建築等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第4項及び第5項に規定する準備行為を行うために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

(糸島市職務執行基本規則の一部改正)

- 3 糸島市職務執行基本規則(平成22年糸島市規則第5号)の一部を次のように改正する。
別表第2建設都市の部都市計画の項中「類似モーター建築の規制」を「旅館等の建築等の適正化」に改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

旅館等建築計画（変更）届出書

年 月 日

糸島市長 様

住所
氏名 印
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電話

糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 4 条の規定により届け出ます。

敷地	所在地	糸島市		
	都市計画	用途地域（ ）・用途地域の定めのない区域・都市計画区域外・地区計画（有・無） 該当するものに。		
旅館等の名称		営業の区分（ ）名称（ ）		
工事の種類別		建築（新築・増築・改築・移転）・大規模の修繕・大規模の模様替・用途の変更 該当するものに。		
建築物等	高さ	地上 m	地下 m	
	階数	地上 階	地下 階	
	構造	造 一部 造		
	収容人員	人		
	客室数	全客室数 部屋	シングル 部屋	ツイン 部屋
			ダブル 部屋	その他 部屋
	ロビー等	ロビー m ²	食堂等 m ²	
その他第 2 条に規定する基準を満たさない構造等	有・無 いずれかに。 有の場合はその内容 ()			
		工事部分	その他の部分	合計
敷地面積				m ²
建築面積		m ²	m ²	m ²
延べ面積		m ²	m ²	m ²
事業実施時期		着工予定年月日	年 月 日	
		完成予定年月日	年 月 日	

様式第 2 号（第 4 条関係）

ラブホテル類似施設該当通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

あなたが、現在下記の場合において計画中の建築物は、糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 2 条第 2 号に定めるラブホテル類似施設に該当するので通知します。

記

所 在 地	
工 事 の 種 別	
特 記 事 項	

様式第 3 号（第 4 条関係）

ラブホテル類似施設非該当通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

あなたが、現在下記の場合において計画中の建築物は、糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 2 条第 2 号に定めるラブホテル類似施設に該当しないことを通知します。

記

所 在 地	
工 事 の 種 別	
特 記 事 項	

様式第 4 号（第 5 条関係）

指 導 書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

あなたが、現在下記の場所において建築等を計画中又は建築等をした建築物は、ラブホテル類似施設に該当しますので、糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり措置を講じるよう指導します。

記

所 在 地	
工 事 の 種 別	
指導に係る措置の内容	

様式第 5 号（第 6 条関係）

勸告書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

あなたが、現在下記の場所において建築等を計画中又は建築等をしたラブホテル類似施設について、 年 月 日付け 第 号により指導を行いました。が、現在もなお必要な措置が講じられないので、糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり期限までに必要な措置を講じるよう勸告します。

記

所 在 地	
工 事 の 種 別	
勸告に係る措置の内容	
期 限	年 月 日

様式第 6 号（第 7 条関係）

命令書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

あなたが、現在下記の場所において建築等を計画中又は建築等をしたラブホテル類似施設について、 年 月 日付け 第 号により勧告を行いましたが、現在もなお必要な措置が講じられないので、糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり期限までに勧告に従い必要な措置を講じるよう命じます。

記

所 在 地	
工 事 の 種 別	
命令に係る措置の内容	
期 限	年 月 日

< 審査請求等 >

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

様式第 7 号（第 8 条関係）

意見を述べる機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

あなたが、現在下記の場所において建築等を計画中又は建築等をしたラブホテル類似施設について、 年 月 日付け 第 号により命令を行いましたが、現在もなお必要な措置が講じられないので、糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおりその事実を公表する予定です。

よって、同条例第 7 条第 3 項の規定により、意見を述べる機会を付与します。

記

所 在 地	
工 事 の 種 別	
公 表 予 定 日	
公 表 予 定 事 項	
意 見 の 提 出 方 法 及 び 提 出 期 限	

様式第 8 号(第 9 条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
氏名	
上記の者は糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例第 8 条第 1 項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。	
年	月 日
糸島市長	

(裏)

糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例（抜粋）
（ 報告及び立入調査 ）
第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築主に対し必要な報告を求め、又は当該職員に建築物、建築物の敷地若しくは建築現場に立ち入らせ、調査を行わせることができる。
2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。